

# 文教厚生委員会 会議録

日 時 令和2年5月12日（火）

午後1時30分開会，午後4時10分閉会

場 所 第1委員会室

- 
- 1 開 会
  - 2 委員長挨拶
  - 3 協議事項
    - (1) 教育委員会関係
    - (2) 保健福祉部関係
    - (3) その他
  - 4 閉 会

---

## 出席委員（7名）

委員長	福田	一夫
副委員長	矢口	勝雄
委 員	田子	優奈
委 員	奥谷	崇
委 員	目黒	英一
委 員	塚原	圭二
委 員	下村	壽郎

---

## 欠席委員（1名）

委 員 鈴木 一彦

---

## 説明のため出席した者（16名）

教育長	井坂	隆
教育部長	羽生	元幸
参事	菊池	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之
文化生涯学習課長	中澤	達也
スポーツ振興課	根本	卓也

第一学校給食センター所長 寺崎 敏彦  
第二学校給食センター所長 多田 宏  
図書館長 大貫 三千夫  
保健福祉部長 塚本 哲生  
社会福祉課長 平井 康裕  
こども福祉課長 菊田 宏巳  
高齢福祉課長 水田 和広  
国保年金課長 元川 宏  
健康増進課長 羽成 信明

---

事務局職員出席者

係長 小野 聡

---

傍聴者（なし）

---

- 福田委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。今回より新型コロナウイルス感染拡大防止のため、より広い第1委員会室で行っており、発言が聞き取りづらいことも考えられますので、挙手の上、マイクを使用しての発言をお願いいたします。では、早速、協議及び報告事項に入ります。教育委員会から行います。まず、議案関係1 令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案について執行部より説明をお願いします。
- 田中学務課長** 令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案のうち、学校給食費返還等事業並びに新型コロナウイルス感染症拡大防止対策についてご説明いたします。文教厚生委員会資料の1ページをご覧ください。1の補正の理由といたしましては新型コロナウイルス感染拡大防止のため、小中学校・義務教育学校の臨時休校を令和2年3月4日から3月23日を行ったことに伴い、給食を停止したことによって生じた給食費、給食納入業者の損失や売り上げの減少に関して保証を行うため、補正予算として要求するものでございます。なお、保証につきましては、国の学校臨時休業対策費補助金を活用いたします。2の補正予算額といたしましては、歳出として食材をキャンセルしたことに伴います保証金額534万円となります。歳入といたしましては学校臨時休業対策費補助金の401万5,000円となります。補助金額の算出といたしましては、既に食材をキャンセルしたことに対する補償額534万円。キャンセルができなかった食材の購入処分費及び給食費返還にかかる金種指定払戻手数料の既に支出済みの経費が補助金の交付対象となりますことから、

それに補助率4分の3を乗じ、1,000円未満を切り捨てたものとなります。財源の内訳といたしましては、先ほど説明の補助金にて401万5,000円が充てられることから、一般財源での歳出額は132万5,000円でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** この既に発注していた食材のキャンセルということなんですけど、3月の時にキャンセルの話が出たと思うんですよね。そのときにはキャンセルの話をしっかりと説明はなかったと思うんですけど。キャンセルはありましたかという話をしてはっきりと出なかったと思うんですよね。これで、今回補正を組まなくてはならないという話なんだけど、その辺の経緯は説明できますか。

○**羽生教育部長** 前回の3月議会で、実際市のほうで納入してもらった部分のキャンセルはほぼ無かったんですね。今回補助金が出るということで改めて業者のほうに確認を取りまして、実際業者のほうで廃棄しなくてはならないものがあつたのかというのを確認取ったところこういうことになったと。この補助金を使えるということになったと。実際3月の時は市のほうに入ったものを処分するものはなかったということでの説明であったと思います。

○**下村委員** 入ったものについてはというのと、その後の話ということ。もう一度精査したということですね。それでこういう金額が出てきたということ。わかりました。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 新年度に入ってから、予定では4月に入ってから今日までいわゆる損失補填というのはあるのでしょうか。

○**田中学務課長** 4月5月につきましてはまだ国のほうから損失補填についての通知はございませんので、国の動向を注視していきたいと思います。

○**羽生教育部長** 実際3月の部分というのは首相の発言で学校給食が急に止まったと。業者のほうでも発注していた部分はあつたと捉えております。この4月5月のに関しては、当然3月の時点で4月の休校、5月の部分についても4月の半ばに休校ですよ。学校給食は無いということで。給食費に関するキャンセルという部分は発生していないと捉えております。ただし、業者のほうで営業の問題というのが当然あるかと思っておりますので、補助金とは別な話になってくるのかなと捉えております。3月に関しては、首相の発言の中で責任を持ってということで、こういった補助金が出てきたのかなと思われまふけれど、4月5月に関しては補助の動きはまだされていないのかなと考えてございます。

○**下村委員** この件に関して、今朝の新聞にこういったものが出ているんですよね。私たちは今知ったわけです。そういった中、時間差というか、そういった発表の仕方とかどういう風にお考えですか。

○**羽生教育部長** このコロナ対策に関して、できるものということで、補正予算の要求につきましても、実は先週末の金曜日くらいに、本当にばたばたとやってきて、何か使えるものはないかということでやってきた中での、昨日の記者会見での補正予

算の発表という形になってございましたので、当然議会のほうに説明というのが、昨日午前中、例えば議運とかという部分で話があったと思いますけど、所管委員会の説明という部分に関しては本日この時間帯になってしまったと。皆さんへの説明する機会が無かったということで、こちらにつきましては申し訳なく思っております。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次、報告事項に移ります。1 令和2年度土浦市一般会計補正予算第1回専決について 順次執行部より説明をお願いします。

○田中学務課長 もう一つよろしいでしょうか。

○福田委員長 どうぞ。

○田中学務課長 令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案についてご説明いたします。資料の2ページになります。新型コロナウイルス感染症対策の影響による経済活動の縮減に伴い、収入減少等の影響を受けた子育て世代の生活支援として、市内の公立幼稚園、小中学校、義務教育学校へ通う子どもの給食費2ヶ月分。これは6月7月となりますが、無料化を実施するもので、歳入の減額補正をお願いするものでございます。2の歳入の減額予算額といたしましては歳入として、学校給食費の第1第2給食センターの4月から7月までの当初予算額のうち、6月7月分の給食費の歳入として見込んでおりました8,822万2,000円が減額となります。なお、歳出額の変更はございませんが、財源として給食費の雑入が充てられたものが減額となり、一般財源からの充当と変更となります。また給食費関係のご報告となりますが、小中学校及び義務教育学校に在籍する児童生徒を対象に、経済的に困りになっている家庭に支給している就学援助費のうち、生活支援策の一環といたしまして、休校中の4月5月の給食費相当額を通常とおり支給いたします。学校再開後に学校をとおして就学援助申請書を保護者の方に配布し、速やかに決定し支給いたします。なお就学援助費の給食費相当額の予算につきましては、当初から予算化されているため予算化はいたしません。

○福田委員長 質問等ありましたらお願いいたします。

○田子委員 4月5月と学校給食がなかったと思うんですけど、この部分は保護者の皆さんはお支払いされていた状況なんではないでしょうか。それとも支払いが止まっていた状態なんではないでしょうか。

○田中学務課長 4月5月の保護者の支払いはございます。

○寺崎第一給食センター長 4月5月分の給食費については、学校の対応によってもまちまちではあるんですけど、学校によっては4月5月分の引き落としの手続きを済ませてしまっている学校もございます。引き落としを行ってしまった学校に関しては、9月以降の給食費で調整のほうはさせていただきまして、当然年度内には調整が完了しているということになりますので、結果的には4・5・6・7分のご負担はないような形で調整はさせていただきますので、ご心配ないかと存じます。

- 下村委員** このご説明は、自動引き落としされちゃっている学校もあるとか、自動引き落とししていない学校もあるということで良いんですか。
- 寺崎第一給食センター長** 引き落としのタイミングとか月数に関しては学校の事務担当者にお任せしておりますので、実際には学校によって引き落としのタイミングとか引き落とす月数とかは学校によって違うと聞いておりますので、先ほどのような説明をさせていただいた次第です。
- 下村委員** あの。それっておかしいんじゃないと思うんです。教育委員会のほうできちとした対応を取らなかったという事につきますので。自動引き落とししてしまった学校とか、していなかった学校とかがあるという。それで今年中に計算します、引き落とされないようにしますという話は、コロナウイルスで大変な時期に払ってしまった人と、払わなかった人がいるという話で、統一されていないやり方というのはおかしいので早めに精算すべきだと思いますけど。
- 井坂教育長** 基本的に学校の運営については、学校に任せているという状況がこれまでもありますし、事務的な処理について24校全校統一するというのは無理もあるかと思っておりますので、とりあえず今回についてはこのような対応をさせていただいたということでご理解をいただいた上で、払った人と払わなかった人がいるのはおかしいのは事実で、利子とかいろいろなことを考えれば不公平が生じることは理解しております。今回についてはこの対応をさせていただいたということでご理解をいただければと思います。
- 下村委員** 教育長ね。今のお話だと、給食センターからのお話もそうだけど、要するに学校にお任せしていますからというけれど、こういう事態だからこそ、学校にお任せするのではなくて、やっぱり統一したほうが良かったんじゃないからなど。結果論ですけど、そこに不公平感が生じているわけですよ。年内に精算しますというけれど、もし母子父子家庭で払っている人がいたら、これって逆行するんじゃない。市の方針と。だからそこら辺は早めの精算をやるべきじゃないかと思うんですよ。それは教育委員会として対応できるのかできないのか。
- 羽生教育部長** 今下村委員のおっしゃることはごもっともだと思います。今回の給食費は、給食を停める作業という部分が、確かに学校により4月分間に合った学校と、間に合わなかった学校がありました。4月に間に合わなかった学校を5月に精算しようと思っていたところが、今度は5月も止まるということで、5月も精算できないと6月になりますねと学校も捉えていたと考えております。今回急遽市のほうで6月7月分の給食費を取らないという判断をとった。これは先週の金曜日の話ですが、そういった中で精算する機会が9月分まで伸びてしまうということになってくるのかなと考えております。そういった学校の事務の部分と保護者の費用負担、これはかなり課題があるなと思っておりますし、ただ、準要保護の方につきましては、4月分から5月6月分の給食相当費、実際給食を食べていないんですけど、認定次第4月には給付できるような形で捉えておりますので、今回についてはそういう対応を取らせていただきたいということでございます。4月の部分が何で9月になっ

てしまうんだということにつきましては、学校と協議の場を学校の事務サイドの教頭先生とかと協議の場を持つべきだと思っておりますので、その辺につきましては対応を取らせていただければと考えております。

○井坂教育長 学校の先生がお金を集めることについては、集金は先生が集めるものではないと最近口座振り込みをやっているわけで。そんな中での今回の新型コロナウイルス感染症という非常事態の中でのことでございますので、今後働き方改革も含め、学校の先生方の負担軽減、そしてそういう徴収金の明確な徴収について研究させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○下村委員 委員長。委員会としてこの部分は考えてもらうように委員長からも。というのは私だけでなく、保護者の方、母子父子家庭の方、あるいは非常に困っている家庭はコロナウイルスによって困っている方が増えているのだろうと。そういったときにこれは自動で引き落とされちゃったり、あるいは払っていない人もいらっしゃるかもしれないけど、学校それぞれに任せていますというのを統一して、なんか学校に通知してもらえるような対策を取ってもらわないと困るんだと思うんです。だからそこら辺、委員会として何か話をしないとだめなんじゃないかと。

○福田委員長 一点だけ。準要保護の方の給食費なんてですが一応支給されるんですか。

○井坂教育長 その点に関しましては、委員の皆さまのところにも何軒か報告があつて。保護者から準要保護や要保護の割合が非常に多いと。12パーセントほどで、1,200人ほどありまして、1,200人からは給食費をもらっていないんです。これは他の市町村だと4パーセント5パーセントですが、土浦は該当者が多い地域です。そういう中で、3月4月5月と学校も休みになって、本来であれば給食が食べられるはずなのに、給食を食べないで自分の家で子どもにご飯を食べさせるのだから、そのお金は保護者の方に戻してくれないかというのが、まず土浦市内でおきまして、県のほうに行ったり、国のほうに届いたみたいで、それはやはり昼食は公費で食べられるのを子どもたちが家庭で食べているのだから、そのお金は返すべきだということで、約1,000万円を返すということ。さっきの4月5月と別の話で対象になっているということでございます。

○羽生教育部長 準要保護につきましては、認定作業というのは当初、保護者の方から毎年申請になりますので4月に申請書を配って、申請書を出してきて決定するという作業が出てきますが、今回その申請書が配れていない状況になってございます。それで、今のままですと6月から学校再開できるかと思っているが、再開と同時に通知書を学校から保護者に配って、保護者から学校をとおして教育委員会へ出してもらって、教育委員会にて支給認定作業をして準要保護の認定をし、給食費の決定をしたいと考えてございます。通常保護者の方は支給決定になれば給食費は払わないで、給食をそのまま現物支給という形で給食を食べている形になってございますので。ただ今回は4月5月分はそういったものがないので自宅で食べた分の食事を給食費相当分を現金で支給したいということで考えてございます。

- 福田委員長** それは財源的には。補正の必要性はないのですか。
- 羽生教育部長** 準要保護費として取っている分をそのまま準要保護の現物分を保護者に現金で支給すると。もともと準要保護は、給食センターのほうにその分を公金振替といいますか学務課で取っていた予算を給食センターの歳入のほうに組みこむような形を取っております。学務課で取っている分を保護者の方に配ると、保護費をそのまま充てるという作業が出てきます。よって補正はしないとなっております。
- 福田委員長** この程度といたします。それでは次、報告事項に移ります。1 令和2年度土浦市一般会計補正予算第1回専決について順次執行部より説明をお願いします。
- 藤井教育総務課長** 教育総務課でございます。資料3頁をお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第1回専決についての小学校/中学校施設管理事業について、説明させていただきます。1の補正の理由ですが、小・中学校屋内運動場のLED照明器具リース料につきまして、令和2年度当初予算への計上漏れがございました。不足額が生じることから、予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月1日付専決処分により、対応いたしました。2の補正予算額につきましては、歳出の増額で、小学校費については、422万5,000円、中学校費については、340万9,000円を、それぞれ増額いたしました。今後は、複数の職員で確認する等、再発の防止を図ってまいります。大変申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。
- 田中学務課長** 資料の4ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第1回専決についてご説明させていただきます。1番の補正の理由ですが国の新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急環境整備事業の実施に伴い、感染症拡大防止にかかる経費、子ども用マスクや消毒液等が必要になったことから、令和2年度の予算措置につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月1日付け専決処分により対応いたしました。対象は土浦幼稚園及び新治幼稚園とし、配布方法は教育委員会にて一括購入し、配布する予定でございます。2補正予算額ですが、2園の感染症拡大防止にかかる12万円に対して、補助金額12万円。補助割合は国が10分の10でございます。説明は以上でございます。
- 中澤生涯学習課長** 資料の5ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第1回専決の美術品展示室管理運営事業につきまして、ご説明させていただきます。1番の補正の理由ですが、土浦市民ギャラリーでは、展示見学者等の利用にかかる駐車場使用料につきまして、無料化措置を行っておりますが、令和2年度当初予算への計上漏れがありましたことから、予算措置について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、4月1日付け専決処分により対応したものでございます。2番の補正予算額ですが、歳出の増額でして、4目芸術文化振興費13節使用料及び賃借料について、駐車場使用料161万円を増額いたしました。今後は、複数の職員で確認する等、再発の防止を図ってまいります。大変申し訳ございませんでした。説明は以上でございます。
- 福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次に移ります。2, 3の和解について一括して執行部より順次説明をお願いします。

○**藤井教育総務課長** 教育総務課でございます。資料6ページをお願いします。手野町地内で発生した、公用車に係る物損事故の和解について、説明させていただきます。事故は、令和2年2月14日、午後2時20分ごろ、手野町地内において発生したもので、相手方と本市の菅谷小学校に勤務する、非常勤管理員の運転する公用車による、車両同士の接触事故です。4の事故の概要につきましては、7ページをお願いします。上段が事故の起きた交差点の位置図です。五中の近傍地で、手野町から白鳥町方面へ向かう途中の交差点です。下段が事故現場略図ですが、事故は、職員の運転する公用車が、前方不注意により交差点に侵入してきた相手方車両と、接触したものです。車両の損害状況については、8から9ページをお願いします。相手方車両は、右側ヘッドライト及びバンパー周辺の破損とボンネットの湾曲で、自走不能となりました。市の公用車は左側ヘッドライトの破損です。6ページにお戻り願います。5の和解の概要ですが、過失割合は、土浦市30%、相手方70%となり、市が加入している保険より、相手方に13万7,561円を支払うものです。説明は以上でございます。

○**田中学務課長** 資料の10ページをお願いします。中高津二丁目地内で発生した公用車交通事故に係る人身事故の和解について報告いたします。事故は令和元年11月26日の午後7時10分頃、中高津二丁目地内において、相手方と本市の第一学校給食センターに勤務する職員の運転する公用車による車両同士による接触事故でございます。4の事故の概要につきましては12ページをお願いします。上段が事故現場の位置図です。霞ヶ浦医療センター近くの歩道橋付近で学校給食センター及び下高津小学校へ向かう交差点でございます。下段が事故現場絵図でございますが、公用車が国道354号線から中高津12号線に右折する際、国道の対向車線を直進してきた相手方車両と接触いたしました。車両の損害状況につきましては13ページから14ページをお願いします。相手方の車両につきましては14ページになります。車フロント右側タイヤ回りフェンダー部分が破損し、相手方は頸部を負傷いたしました。市の公用車は13ページの写真にありますとおり右側フロントバンパー部分の破損でございます。10ページにお戻り願います。和解の内容ですが、土浦市が100パーセントとなり、市が加入している保険により、相手方に3万8,938円を支払うものです。続きまして11ページをお願いします。こちらにつきましては先ほど10ページでご説明いたしました中高津二丁目地内で発生した公用車に係る物損事故の和解についての説明でございます。5の和解の概要ですが、過失割合は土浦市80パーセントとなり、市が加入している保険より31万9,319円を支払うものです。説明は以上となります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**田子委員** 発生した時間なんですけど、午後7時10分ということで、残業か何かで



すか。

○田中学務課長 学務課と本庁舎で打ち合わせをいたしまして、その帰りの途中ということでもあります。

○福田委員長 人身事故と物損事故では過失割合は違うんですか。

○田中学務課長 保険のほうで人身と物損とで別けましたので、それで100パーセントと80パーセントと割合が違っております。

○福田委員長 2件の案件の年齢はおいくつですか。

○田中学務課長 給食センターにつきましては50歳代半ば、相手は学生でございます。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 以上で提出された資料の説明は終了しました。執行部から何かありますか。

○大貫図書館長 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に関連いたしまして、口頭でございますがご報告いたします。図書館は6月1日までの予定で全館休館とさせていただいておりますが、5月4日図書館を含みます公共施設の使用制限が拡大防止対策を講じた上という条件付きでございますが、一部緩和されましたことから、段階的に市民へのサービスを開始することを考えております。具体的には明日になりますが5月13日からアルカス土浦の図書館のみにはなるのですが、既にご予約をいただいております、図書をお待ちしていただいている市民の方へ先にサービスということで臨時窓口を設けまして貸し出しを再開いたします。こちらは市議会郁政クラブ様や利用者の皆さまからも要望をいただいているところでございますので、可能なところからスタートしていきたいと考えております。予約図書であれば館内に入って本を選んでいただくという様な滞在時間も必要なくなりますので、窓口のみということで短い時間での利用が可能となります。また臨時窓口につきましては、消毒液、飛散防止シートの設置などや定期的な換気など、利用者の方が少しでも安心してご来館いただけるよう到来館時間を予約制とさせていただきまして、利用者の方の3密を防ぐ形で勉めて参りたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○福田委員長 質問はありますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 来館予約というのは上限何名までですか。

○大貫図書館長 以前にご予約いただいております、本をお待ちしていただいている方が770名ほどいらっしゃいまして、1時間当たり15名ほどに人数を制限させていただいて1週間ほどをかけて貸し出しをさせていただく事になりまして、新たな予約の方はもう少し段階をかけてから受け付けたいと思っております。

○福田委員長 予約の方は本を指定しているのではなくて、入館して物色するというのでしょうか。

○大貫図書館長 これは4月18日までは開館をしなかったんですが、インターネットですとか、お電話で図書の予約で本を指定して予約を受け付けていたんですが、その

後貸し出しも中止してしまった関係で、一切予約本がご用意できてもお手元に渡すことができない状況でしたので、その後用意できている本をお貸しするという事で、館内に入っただくのはもう少しお時間をいただきたいと思っております。

○**福田委員長** 他にありますか。

(「なし」の声あり)

○**井坂教育長** 今のとは関係ないのですが、ご心配をおかけしている学校がどうなるのかということですが、明治5年の小学校令以来150年日本ではこういうことが無かったわけで、第1次、第2次世界大戦とか関東大震災とか東日本大震災とかで一部はありましたけど、全体的にこういうことは初めてで、国としても、我々地方自治体としてもどうすべきかということが見えない話なので、ウイルスですから1波が過ぎ去っても2波、ウイルスの場合第2波の方が強烈なはずでございますので、落ち着いたから安心というわけではなく、経済の事とか、保護者等の状況を鑑み、子どもたちの学力のこと、様々なことを考えて土浦市の場合は現在のところ5月31日まで学校は休みで、6月1日から始めますよということをいっているんですけど、国のほうでは5月14日に大幅な決定をするという事もあります。ただ土浦市の場合は学校長会で学校のことでありますので校長先生の意向を考えながら、特に校長先生には子どものことは信頼し、成績とか入学卒業全て任すという法的な教育制度ですので、我々がそんなに口出しできる訳ではないので、学校の校長先生の意向を中心に考えると共に、土浦市だけ奇抜な事もできませんので、周辺の市町村とよく調整しながら掛け合っていきますのでよろしく願いいたします。いろんなケースが今後考えられるかと思っておりますのでよろしく願いいたします。

○**目黒委員** 2点ほど質問させていただきます。1点目が中学校の保護者が新型コロナに感染し、入学式が中止になりましたが、学校再開時に生徒さんが何かしらいじめにあたりすることも予想され、また医療従事者のお子さんなどもそういった可能性もなきにしもあらずなので、どういったフォローを考えなのか。2点目は最近地震が多いですし、また夏以降台風も予想されますので、避難所の感染対策についてお伺いいたします。

○**菊池参事** 保護者が感染しているケースとなりました。学校長の判断で入学式を急遽取りやめて、ただ学校にはばらばらに来ていただいて必要なものをお渡しして人員確認をするという形で、入学式は行いませんでしたけどもそれに対する対応は的確にできたのではないかと思っております。その後の個人的な悪い方向のケースはなかなか考えづらいのですが、いろいろなケースが考えられますので、再開時にいきなりスタートするのではなくて、学校のほうでは個別に話しかける活動を担いしかり、相談員、カウンセラーしかり。特に家庭の不安を抱えている子どもにはそういう対応からスタートして参りたいと思っております。またそういう子どもへの関わりとして、全体の子どもへの呼びかけについては、こういう状況なので、特にちょっとした咳をしたぐらいで大騒ぎするとかいろいろなことが考えられますので、必ず各学級で教員の方から念押しをして対応して参りたいと思っております。

- 羽生教育部長** 目黒委員からの避難所の問題の質問がございました。避難所運営は実際には総務課の危機管理室が担当という形になりますが、当然各学校が避難所になります。一時的には体育館が避難所になりますけれども、集中してしまうと体育館がいっぱいになってしまいますので、ソーシャルディスタンスを考えると2割とか3割しか入れないと思っていますので、各学校のほうには危機管理室からの文書も含めまして、各教室についても使用できるように通知をしているところでございます。実際防災グッズ、マスクですとかの備品の充実が求められることとなりますので、総務課のほうと調整しながら進めていきたいと考えております。
- 目黒委員** 学校再開後の生徒さんに関わる統一プログラムの各職員に徹底するという形でよろしいでしょうか。
- 菊池参事** 中身を限定してこれとこれをやりなさいという指示はまだ出ておりませんが、来週以降校長会と指導課とで協議をする時間が設定してありますので、そこでスタート後数日間の日課について明らかにして、その中で効果的な学級活動を学校長に指導していきたいと思っております。
- 井坂教育長** 教育部長からソーシャルディスタンスとあり、2メートル開けると。40人学級では2メートル開けると12人しか入れないわけで。そうすると1クラスの分を4クラス分の教室に増設するわけにはいかないし、先生を4倍の数にすることもできないので、間隔の問題との整合をどうするか。また今日あたりに県立中学校、並木中などは授業が入っております。その辺で県の教育委員会で様子を見てまた対策を考えている。実際国が指定した間隔では学校は運営できません。人員的にも空間的にも。そこだけご理解いただきたいと思います。
- 目黒委員** 是非総務課と情報を共有していただいて、うまく運営できるようにどうぞよろしくお願いいたします。
- 矢口副委員長** 給食費の件で今回3月から給食がお休みになって、今のところ5月いっぱいまでということで、先ほどご説明いただいたところで予算がわかりにくくなっているの、全体を整理してみたいなと思ったんですけど、今回の一連の措置でお金がかからなくなっている部分と、支出が増えている部分があると思うんですよね。支出が増えた部分として6月7月分の無償化ということで実質予算を使う方。一方で予算が余る部分というのがあるのかなと気もするのですがそこら辺はいかがでしょうか。
- 羽生教育部長** まず、給食の食材というのが1年分とおして約5億何千万単位で、歳出のほうで給食の食材費として予算を取っております。歳入のほうは保護者からの給食費を徴収した分に当てるという形になっております。今回4月5月分の賄い材料費というのが使われていないということということで約8,000万円の支出がなくなってくると思われます。こちらは最終的には3月の補正ということになってくると思いますが、ここで歳出の減ということが出てくると。4月5月分の給食費も徴収を行っておりませんので歳入の減という形で、4月5月と歳入歳出の減と最終的には3月の補正減ということになってきます。今回補正をお願いしているのは、まず

歳出はそのまま出ますので、6月7月の歳入分についてはまずは補正減という形で出しております。賄い材料費のほうは最終的に年度末にならないと額が出てこないということで4月5月については今回の補正減という形では行っていないという形になっております。

○矢口副委員長 材料費とかはわかるんですけど、目に見えてこない部分、センターが動いていない事による光熱費が下がってくるとか、そういう小さい部分でしか予算が変わることはないかと今のところ考えてよろしいでしょうか。

○羽生教育部長 委員のおっしゃるとおりと思っております。

○下村委員 何点かあるんですけど、子どもたちへはマスクを配布をしていると聞いているんですが再確認をしたい。

○羽生教育部長 まず子どもたちに向けてということで、始業式と入学式にどちらもライオンズクラブのほうからご寄付をいただいたものを1人5枚を全児童生徒にお配りしております。

○下村委員 次に休校中の母子父子家庭の状況は把握しておりますか。例えば食事と家庭学習とか。

○中山指導課長 休校中のひとり親家庭につきましては、一応全児童生徒約1万人を平等に家庭訪問をしたり電話連絡等を行ったりして児童生徒の生活や学習等の把握に努めております。更に配慮を要するお子さんに対してはより手厚く寄り添いまして、連絡回数を取ったり等の対応をしながら、各学校にて把握に努めております。そういった中で食事等に関しまして、子ども達に聞き取りを行っておりますけども、現段階におきましては、ひとり親家庭につきまして困ったこと等があるという報告は受けておりません。

○下村委員 マスコミ等でも取り上げていますけど、昨日あたりの新聞だったかな。母子家庭、父子家庭で家庭環境が低下してきてご飯も食べられないとかという状況が発生してきているよということがありますので、その辺はよく把握をしていただきたい。もう一つ。休校中の学力格差が出ますよと新聞紙上でも賑わっている。よくパソコン等を持っていないとか。インターネット環境がないとか。そういったところで格差がありますよと。学校からプリントが渡されたりとか。その辺はどう受け止めていますか。

○中山指導課長 休校中の学力格差ということですけども、下村委員のおっしゃるとおり。ICT化に関しましてはどうしても機器が備わっていないご家庭があることが事実でございます。そういったご家庭に関してはやはりICTをメインにして学習を進めなさいという指導ができませんので、本市としましては統一といたしましてプリントやワークを中心とした従来とおりの紙と鉛筆を使って行う家庭学習を主に推奨しておりまして、そういったことを行うように例えば家庭学習の計画表を配布いたしまして、それを回収して先生がコメントを行うことも実施しております。しかしながらオンラインスタディなどもある一定の効果はあるという事もございますので、全児童生徒、保護者に関しましては周知のほうをいたしているところでござ

います。ちなみに茨城県教育委員会で行っている茨城オンラインスタディという取組みがございまして、そちらは各市町村の教員が分担して15分程度の授業を作成しているというところがございますが、本市といたしましても中学校の数学の授業を担当いたしまして、5月分の授業を県のホームページにアップしているという状況であります。

- 下村委員** 学力格差というのがこの新型コロナウイルスにより相当出てくるというようなどらえ方をしている方もいらっしゃるって、地域によって差があるのかなど。私たちがどうのこうのというより、取組みの仕方では相当差が出るということで、県単位でも違うし、市町村単位でも取組みが違うので、その辺を学力格差が出ないようにするという取組みを、周辺の市町村とあまり違ったことはできないよというお話もあったんですけど、子どもたちのこともお考えいただいて、土浦市はこんなことでも違うんだよということも必要かなと感じますので、ご理解いただいて、私も何かできればと思っておりますのでよろしく願いいたします。
- 目黒委員** 新しい給食センターに次亜塩素酸の生成機が取り付けられているとお話をお伺いいたしまして、学校再開時にそれを使いまして各学校に配布するという予定はありますか。また作ってからの保管状況や使用期限もありますので、今現在どのように計画をしていますか。
- 田中学務課長** 新しい学校給食センターで作っています次亜塩素酸の電解水につきましては、既に5月の7日8日に生成いたしまして学校施設に配布をいたしております。配布した量は20リッターで冷暗のところで約1ヶ月くらい持つ予定でございます。今後また5月末に配布の方を検討しております。
- 下村委員** 関連して次亜塩素酸水について、一日どれくらいの量ができるんですか。
- 羽生教育部長** 前回2日間かけて20リッターを24校分作ったのですが、マックスかという、もうちょっと作れると思われんですけど、元々給食センター分のもので、実はまだ水道料とかは業者さんもちという形になっておりまして、その辺業者さんと打ち合わせを行いまして、作らせて欲しいということで実際5月の分は作ったという状況になっております。またこれはいわゆる次亜塩素酸の生成装置ではなくて、野菜を洗うための給食センター用の機材であって、各市町村が行っている装置とはまた違うものとなっております。一般市民向けには今回保健福祉部で用意して、今他の施設も含めまして使えるようにと計画しております。給食センターにあるものはまだ引き渡しになっていないのでフル稼働はできない状況になっております。
- 塚原委員** 直接コロナに関連していることではないんですけど、給食センターのお話で、違う採石が入っていましたよとあったと思うんですけど、それに関連して施設の立ち上げが遅れているとか、業者に対してどのような罰則をしたのかをお伺いしたい。
- 羽生教育部長** 採石関係のお話ですが、建設部のほうでも工事監督ということになっておりまして、工事監督が許可したものではありません採石が入ってしまったということ

で、検査結果といたしましては検出されなかったんですけど、ものは違うということ  
とで業者のほうで責任を持って入れ替えをしたということになってございます。そ  
の中で工期に関しましては問題なくできるということで伺っております。

○**田中学務課長** 業者に対しては書面による嚴重注意と再発防止計画を策定いたしまし  
て提出させたところでございます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは教育委員会は終了いたします。お疲れ様でした。暫時休憩しま  
す。休憩後、保健福祉部を行います。再開は、午後2時40分とします。

**休憩：午後2時30分 再開：午後2時40分**

○**福田委員長** それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。今回より新型コロ  
ナウイルス感染拡大防止のため、より広い第1委員会室で行っており、発言が聞き取  
りづらいことも考えられますので、挙手の上、マイクを使用しての発言をお願いいた  
します。まず報告1土浦市介護保険条例の一部改正の専決処分について執行部より  
説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 高齢福祉課です。令和2年第1回市議会臨時会報告第4号専決処  
分の承認についての土浦市介護保険条例の一部改正について、ご説明申し上げます。  
説明は、委員会資料を用いてご説明申し上げます。1ページをお開きください。1改  
正理由です。平成27年4月から消費税を活用した低所得者の保険料軽減を図って  
まいりました。昨年10月からの消費税率10パーセントへの引き上げに合わせて、  
昨年6月の第2回定例会において条例を改正させていただき10月以降分の軽減強  
化を行いました。令和2年度分の介護保険料については、令和2年3月30日付で介  
護保険法施行令が公布、4月1日から施行されましたことから、令和2年3月30日  
に専決処分にて条例改正を行ったものです。2改正内容です。条例4条第2項から第  
4項の住民税非課税世帯である第1段階から第3段階のほうの保険料を引き下げる  
ものです。3新旧対照表です。条例第4条第2項の保険料第1段階の方は、昨年度の  
1万8,400円から1万3,400円に、条例第4条第3項の保険料第2段階の方  
は、昨年度の4万2,000円から3万3,600円に、条例第4条第4項の保険料  
第3段階の方は、昨年度の4万8,700円から4万7,000円に、減額するもの  
です。4施行日は、本年4月1日です。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 続いて、報告2土浦市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分につ  
いて執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。資料の2頁をお願いいたします。土浦  
市国民健康保険税条例の一部改正の専決処分について説明させていただきます。本  
件につきましては、まず、1点目といたしまして、地方税法施行令等の一部を改正  
する政令が、本年3月31日に公布、4月1日より施行されたことに伴い、改正法

に合わせて、本条例を一部改正して4月1日に施行する必要がありましたことから、専決処分を行ったものでございます。改正内容につきましては、1改正の概要に記載のア課税限度額の引上げ、及びイ低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充でございます。アの課税限度額の引上げについては、基礎課税額を61万円から63万円に、介護納付金課税額を16万円から17万円に引き上げるもので、これにより、課税限度額の総額は、96万円から99万円に引き上げとなり、高所得者の国民健康保険税の負担が増えることとなります。続いて、イに記載の低所得者に係る国民健康保険税の軽減拡充については、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、28万円を28万5,000円に、2割軽減の対象についても同様に、51万円を52万円に引き上げるもので、これにより、低所得者に対する支援が強化されるものでございます。次に、資料の3頁をお願いいたします。2点目といたしましては、東京電力福島第一原発事故による避難者の国保税の減免に対する国の財政支援措置の延長に係る改正でございます。これまで、原発事故による避難者に対する国保税の減免については、国からの財政支援を受け、申請漏れ防止のため、申請期限を設定しない特例を設けて対応してきた経緯がございます。国より、この財政支援が令和2年度も延長されるとの通知があったため、本条例の一部改正が必要になったものですが、国の令和2年度予算案の可決・成立が前提となるもので、過年度遡及分の最初の納期限である令和2年4月末までに施行する必要がありましたことから、専決処分を行ったものでございます。改正内容につきましては、1改正の概要に記載のとおり、原発事故による避難者に対して令和2年度に賦課する国民健康保険税について、申請時期にかかわらず減免が適用できるよう、付則を追加し、読み替えるものでございます。施行日は、令和2年4月1日でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 続いて、報告3教育・保育施設の新型コロナウイルス感染症対策厚生労働省分及び平成30年度子どものための教育・保育給付費負担金の返還の補正予算の専決処分について執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 令和元年度一般会計補正予算の専決処分第9回補正について、説明させていただきます。補正の理由は2つございます。1つ目は1番の1新型コロナウイルス感染症対策事業です。国の緊急対応策の一環で、厚労省から保育所等に対する補助事業を実施する通知等が出されたため、感染拡大を防止するために必要となる経費、市が配布する子供用マスク、消毒液、空気清浄機等の衛生用品の購入について、専決処分したものです。2番の1に事業概要を記載しております。対象施設は、保育所、認定こども園、小規模の地域型保育事業所等です。補助基準額は1施設当たり50万円で、市が一括購入し、配布します。予算については、保育所等26施設は1施設当たり50万円、小規模施設27施設は1施設当たり25万円と試算して、県へ申請したところ、県の予算に上限があり、申請額は1,975

万円ですが、交付決定予定額は1,916万1,000円となりましたので、同額を補正予算額としました。補助割合は、国10分の10です。物品の納品について、年度内に間に合わないものについては、次年度へ繰越しております。2つ目は1番の2平成30年度子どものための教育・保育給付費負担金の返還です。給付費は、各施設の加算額を見込んで申請していますが、人手不足などから、加算認定がとれないことなどがあり、申請額と実績額に差額が生じます。国庫分の給付費負担金については、申請額と実績額の差額を、後年度に清算するものですが、平成30年度分清算について、1月に確認したところ、元年度中は返還等の手続きは発生しないと県から説明を受けておりました。3月下旬に、県の説明が誤りであったことが判明しました。県へ再確認したところ、謝罪があったものの、3月31日までの返還を求められたため、返還額について専決処分したものです。なお、本市以外にも、つくば市、阿見町、つくばみらい市も同様の状況です。予算規模が20億円を超えており、施設数も30施設を超えておりますので、返還額は多額で、2番の2の1補正予算額は、7,414万円です。専決日は、令和2年3月24日です。説明は、以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 続いて、報告4教育・保育施設の新型コロナウイルス感染症対策文部科学省分の補正予算の専決処分について執行部より説明をお願いします。

○**菊田こども福祉課長** 続きまして、資料3ページをお願いします。令和2年度一般会計補正予算の専決処分について、説明させていただきます。1番、補正の理由は、新型コロナウイルス感染症対策事業です。国の緊急対応策の一環で、令和元年度の専決処分は厚労省分でしたが、2年度は文科省分です。2番、事業概要について、対象施設は幼稚園と幼稚園型認定こども園となっておりますが、その他は厚労省と同じです。補助基準額は1施設当たり50万円で、市が一括購入し、配布します。予算については、11施設分で550万円です。補助割合は、国10分の10です。専決日は、令和2年4月1日です。説明は、以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 続いて、報告5特別定額給付金事業の補正予算の専決処分について執行部より説明をお願いします。

○**平井社会福祉課長** 社会福祉課です。委員会資料の8ページになります。令和2年度土浦市一般会計補正予算第2回につきましては、1番、補正の理由に記載のありますとおり、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の趣旨を踏まえ、去る4月30日に令和2年度補正予算が成立し、全国全ての人々への新たな給付金として、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みにて、給付対象者1人につき10万円の支給を行う、特別定額給付金事業の実施に伴い、事業費及び事務費について、全額、国庫補助の対象となりますことから、歳入・歳出予算について増額補正を行うもので



す。国の補正予算が4月30日に成立し、早急に対応が必要なことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、5月1日付けで専決処分を行いました。次に、2番の補正の概要ですが、給付対象者としまして、転入見込者を含む14万1,769人に対して10万円の支給を行う給付金として141億7,690万円、及び、事務費の1億7,645万7,000円となります。なお、事務費の主なものは、記載のとおり、電算委託料、人材派遣委託料、郵送料等でございます。最後に、3番の補正予算額でございますが、初めに歳入につきましては、第16款国庫支出金第2項国庫補助金第2目民生費国庫補助金第8節特別定額給付金給付事業費補助金に、給付金事業及び、給付事務費補助金としまして、143億5,335万7,000円の増額補正を行うものです。次ページをお願いします。歳出につきましては、第3款民生費第1項社会福祉費第11目特別定額給付金給付事業費の一覧表内、摘要欄に記載のとおり、1節報酬から、18節負担金補助及び交付金の合計額として、歳入と同額の、143億5335万7,000千円の増額補正を行うものです。なお、歳出の主なものとしては、12節委託料につきましては、電算委託料2,267万7,000円、人材派遣委託料1億195万9,000円が主なもので、18節負担金補助及び交付金は、対象者141,769人に10万円を支給する事業費分でございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**下村委員** パソコン、スマートフォンからでも申請できたりしていますが、実際にそういった方だけではなくて、書類で申請する人もいると思うんですよ。申請書類は郵送で送ってくるんですよ。その文書を送る費用というのはどれくらいかかるんですか。

○**平井社会福祉課長** 申請書の郵送料といたしまして、1,700万ほどでございます。

○**下村委員** それが事務費補助金の中に入っているということによろしいですか。

○**平井社会福祉課長** そのとおりでございます。

○**下村委員** もう一つすみません。今賑わしているのが、パソコンからの受付が混乱しちゃっているという状況なんですけど、土浦市の状況はどうですか。

○**平井社会福祉課長** その他でご報告させていただく部分でございますが、今現在5月1日からマイナポータルにてオンライン申請をしております。5月11日現在ですが1,732件の申請がございました。

○**下村委員** ストップしたりはしていないですか。

○**平井社会福祉課長** 今のところ国のシステムのアクセスが集中し繋がりがづらいというのを聞いていますが、全てデータのほうは取り込めております。

○**下村委員** 確認したいのですが、4月28日に生まれた人にはどのような差が生まれるのでしょうか。

○**平井社会福祉課長** 基準日が4月27日でありますので、それ以前に亡くなられた方は該当にならないと。出生についても同様となります。

○**下村委員** 国がやっていることだから仕方がないけど、28日以降に生まれた方が対

象にならなくて、コロナにかかっちゃったらどうするの。課長ではどうしようもないけど。以上です。

○目黒委員 下村委員の質問に付随しますが、窓口で対応は一切無いとお聞きしているのですが、高齢の単独の世帯の方はどうしても書類を提出するとか、記入の裏面でも不安なところがあったりして難しい場合の対応についてどのように考えていますか。

○平井社会福祉課長 国の方針ではなるべく窓口による受付はしないようにと。感染防止対策の一環としてということですが。口座振り込みが基本であります。口座を持たない方がかなりいらっしゃいます。そういった方は窓口払いとなります。またこちらの申請様式には代理申請という記載があります。当然記載ができない方は、ご親戚など代理で記入できる方が記載をしていただくという方法もあります。またどうしてもということであれば窓口の方にご相談いただくというケースも当然出てくるかと思えます。ただ窓口には集中しないようお願いしたいなというところがございます。

○目黒委員 人口の少ない市町村だと思えますが、職員の方が出向いて申請の援助をするという様なこともあるようですので、土浦は難しいところもあるとは思いますが、配布されてから期限が3ヶ月ですよね。ぎりぎりになって駆け込みとかあるかと思えますが配慮をお願いいたします。

○福田委員長 スケジュールはどのようになっていますか。

○平井社会福祉課長 そちらについてはその他で説明させていただきます。

○福田委員長 わかりました。他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 続いて、報告6新型コロナウイルス感染症対策の補正予算の専決処分について執行部より説明をお願いします。

○羽成健康増進課長 令和2年土浦市一般会計補正予算第2回の専決処分についてご説明いたします。資料の10ページをお願いします。専決理由は、新型コロナウイルスの感染が拡大し、3月16日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域が全都道府県に拡大され、茨城県は都道府県が感染防止対策を重点的に進める特定警戒都道府県、13都道府県に指定されました。また、市内で購入できるマスクや消毒液が不足している状況が続いており、市民への感染防止を図るため緊急を要するため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものです。事業の概要をご覧ください。市民へ次亜塩素酸水、除菌水は無償で配布するものです。配布期間は5月19日から31日まで、配布場所は各地区公民館と神立コミュニティセンター、配布量は1世帯1リットルまでで、500ミリリットルのペットボトルを持参していただきます。また、市から除菌水のシールと使い方の説明書を一緒に配りたいと考えております。予算措置といたしまして、次亜塩素酸水の生成する機械2台の購入代金と配布に必要なタンク等の経費326万1,000円をお願いするものです。生成場所はJ：CO

Mスタジアムの北側で生成し各地区の公民館へ配送いたしたいと考えております。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○塚原委員 5月19日からということなんですが、初日に集中すると思うんですが、生成はある程度19日までに終わっているという考えでよろしいですか。

○羽成健康増進課長 実は今日生成する機械がきております。J:COMスタジアムに設置しました。生成する方法等の講習を受けまして、明日あたりから作りたいと考えております。ある程度量を作りまして各地区公民館の方に配布いたしたいと考えております。

○塚原委員 行ってもらえなかったということが発生してしまうことも予想されますが、せっかく行ってもらえなかったということがないようにはできないかなど。特にお年寄りはやっとそこまで行ってなかったというのはなるべく防ぎたいなど。

○羽成健康増進課長 配布するのに大きなタンクを用意しておきます。常時作っております。軽トラック3台で補給するような形を考えております。連絡を密に取り不足等を確認取りながら配布したいと考えております。

○塚原委員 是非お願いします。せっかく行ったのになかったというのは避けてください。あと、326万円かけて31日までということですよ。その後の使い道というのはどうするのでしょうか。

○羽成健康増進課長 他の市町村の状況や5月31日までの状況を見まして検討させていただきたいと思います。

○塚原委員 給食センターで作っている20リットルのですか。学校なんかはいつも除菌とかはしても良いと思いますので、定期的に小中学校、幼稚園などにある程度作って提供してはいかかかと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○下村委員 関連してなんですけど各地区公民館に行かなくてはいけないんだけど、いけない人はどうするんですか。

○塚本保険福祉部長 誰かが代理で来ていただいて、各公民館長からお渡ししていただくことを考えております。

○下村委員 高齢者で足がない人もいますので、各地区公民館には社会福祉協議会のコーディネーターもいるし、民生委員の方とも連携できるので、また地区長さんや役員さん等をお願いするのも良いと思う。協働のまちづくりとかを推し進めるのであれば、各地区の方に協力を依頼するのも一つの方法かなと感じますので。私の感じ方になっちゃうけどマスクもそうだし消毒液もそうだけど、国でマスクを配布するんだ、でもまだ来ないよと。消毒液は市でなんとかしますよと。我々の目線に変えないと全部行き渡らないと思うんですよ。その辺を良く検討いただければと思います。

○目黒委員 単純な質問なんですけど5月19日から31日のこの期間の間1世帯1リットルということで。1世帯というのは名簿か何かでチェックするのでしょうか。

○羽成健康増進課長 使用できる期間がくらいところにおいて3ヶ月使うことができます。なくなり次第配布するような形を考えております。特に名簿のチェックとかは

考えておりませんのでなくなったらということをお願いします。

○目黒委員 家族で2人来ていたとしてもお配りするような形で。この期間中は極論毎日来ても問題ないということによろしいですか。

○羽成健康増進課長 はい。

○矢口副委員長 今回326万1,000円の予算ということですが、機械の購入費用のみですか。

○羽成健康増進課長 この次亜塩素酸水を作るのに必要なのは、塩酸と次亜塩素酸ナトリウムが必要となってきます。また水道も必要となります。その材料と配布に必要な20リットルのタンク150本。あと500リットルのタンク9個。また電源を取るためのコードリールやメンテナンスなども含まれております。

○福田委員長 配布時間は何時からですか。

○羽成健康増進課長 10時から3時でございます。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次、議案に移ります。議案1土浦市国民健康保険条例及び土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正案について執行部より説明をお願いします。

○元川国保年金課長 国保年金課でございます。資料の11ページをお願いいたします。今般の新型コロナウイルス感染症について、国内で感染が拡大しつつあり、そのさらなる感染拡大を防止するためには、被用者が感染又は感染が疑われる場合に休みやすい環境を整備することが重要であるとの観点から、本年3月に、国より市町村国保と後期高齢者医療広域連合に対し、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給を検討するよう要請がありました。これを受けて、本市国保と茨城県後期高齢者医療広域連合において、さらなる感染拡大防止や療養期間中の被用者の生活保障等の観点から、傷病手当金の支給を開始するに当たり、関係条例の一部改正を行うものでございます。まず、土浦市国民健康保険条例の一部改正につきましては、国が示した傷病手当金の支給要件等の内容を同条例の附則により規定するもので、具体的な内容については、対象者は被用者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した方、又は発熱等の症状があり感染が疑われる方。支給対象となる日数は労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から、労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日。支給額は直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額と就労日数により1日当たりの支給額を算出し、その3分の2の額を支給対象となる日数分支給。ただし、日額3万887円を上限とします。適用期間は令和2年1月1日から9月30日の間で療養のため労務に服することができない期間。ただし、入院が継続する場合は、最長1年6カ月までとします。その他、給与等との調整として給与等の全部又は一部を受けることができる期間については、傷病手当金を支給しません。ただし、その給与等の額が傷病手当金の算定額より少ないときは、その差額を支給いたします。なお、当該傷病手当金に係る財

政支援といたしましては、国の支給要件等に沿って支給された費用について、令和2年度の特別調整交付金により全額支援される予定でございます。次に、12ページをお願いいたします。土浦市後期高齢者医療に関する条例の一部改正につきましては、茨城県後期高齢者医療広域連合条例の規定に基づき、広域連合が主体となって傷病手当金の支給を行い、市町村においては、申請書の提出があった場合の受付を担うこととなるため、第2条の市において行う事務の規定に、傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付という1号を加えるものでございます。本条例につきましては、公布の日から施行し、令和2年1月1日から適用するもので、国保関係の申請様式等、詳細につきましては、別途、土浦市国民健康保険規則の一部改正により定めるものでございます。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷委員** 条例改正が必要ということで今回やると思いますが近隣市町村の今の状況は。

○**元川国保年金課長** 県内の状況を確認しましたところ、1番最新のものでほぼ全市町村が予定しておりまして、確認した時点で美浦村だけは支給しない方向で現在検討しているとの事ございました。その他の市町村は6月議会で対応ですとか、専決処分で行うとか。後今後実施はしますけど具体的な時期は未定というような状況でございます。

○**福田委員長** いわゆる不正受給の心配はありますか。

○**元川国保年金課長** こちら様式のほうが付いていないのですが、就労していたことによる証明。事業所に給与の証明とか、そういった基礎資料を添付していただく様な内容になっておりますので、審査の際には十分に気をつけて対応いたしたいと思えます。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、議案2 児童扶養手当受給者への独自給付金事業の補正予算について執行部より説明をお願いします。

○**菊田子ども福祉課長** 13ページをお願いいたします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案についてを説明いたします1補正の理由については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童扶養手当を受給する世帯に、市独自の給付を行うことによる増額補正を行うものです。2事業概要については、本年7月の児童扶養手当の支給対象児童と、本年3月31日をもって年齢到達により資格喪失となった児童で18歳であった者につき、1人あたり1万円の給付を行います。3事業内容については、1対象者数は約2,600人、2給付額は1人当たり1万円、3申込みは不要、4給付日は令和2年7月中を予定しております。4補正予算額については、歳入2,518万5,000円は国庫交付金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による充充分です。歳出は、事務費及び補助金の合計2,729万3,000円を見込ん

でおります。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○田子委員 給付日なんですけどもう少し早くなならないのかなと感じたのですが。

○菊田こども福祉課長 スケジュールの関係なんですけど、7月10日の定期払いの対象者の絞り込みをするんですけど、これが6月の中旬くらいにあります。発送が6月の下旬を予定しておりまして、その後いらぬという意思表示がなければ口座のほうに振り込みをするもので、7月の定期払いの頃を目指しております。

○田子委員 前もっているいらぬを確認するということですか。

○菊田こども福祉課長 その通りでございます。いらぬという意思表示がなければ振り込みをするということです。

○田子委員 いらぬという世帯は考えにくいと思うんですけど、1つの工程を省けばもう少し早くできるのではと素人考えでは思ってしまうのですが。その工程は必要なんですか。

○菊田こども福祉課長 この後説明させていただきます児童手当受給世帯に対する、国10分10の児童手当の増額がありますが、国の規定によりますと定額給付金と同じでいらぬという意思表示がなければ払うという事になっておりまして、それと合わせて考えているものです。

○福田委員長 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○福田委員長 それでは次、議案3子育て世帯への臨時特別給付金給付事業の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○菊田こども福祉課長 続きまして、14ページをお願いします。令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案についてご説明いたします。補正の理由については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組の一つとして、児童手当を受給する世帯に、国が臨時特別給付金の給付を決定したことに伴う増額補正を行うものです。2事業概要については、基準日を令和2年3月31日として、対象児童1人あたり1万円の給付を行います。3事業内容については、給付対象は、令和2年4月分の対象となる児童で、3月分の対象として、3月31日において15歳であった児童を含み、約1万7,000人を見込んでおります。本則給付の場合であり、所得制限を超える特例給付の場合は対象に含まれません。給付額は1人あたり1万円、申込みは不要、支払時期は令和2年6月中を予定しており、国の10分の10の補助です。4補正予算額については、歳入1億7,613万2,000円は国庫補助金で、歳出は、事務費、お知らせ郵送料、振込手数料、システム改修費等の事務費及び補助金などで、歳入と同額を見込んでおります。

○福田委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○下村委員 確認させてください。先ほどの児童扶養手当受給している世帯への給付金と今説明いただいたもの両方大丈夫ですね。

○菊田こども福祉課長 その通りでございます。

○**福田委員長** それでは次、議案4新型コロナウイルス感染症対策の補正予算案について執行部より説明をお願いします。

○**羽成健康増進課長** 令和2年度土浦市一般会計補正予算第3回案についてご説明いたします。補正の理由は、市民の新型コロナウイルス感染症の予防・まん延防止を図るため、必要な感染予防用物品を整備し、市民や市内の医療機関へ配布するため補正予算をお願いするものです。補正予算の内容は、配布内容の四角く囲んであるところを見てください。1 サージカルマスクを全市民へ全戸配布いたします。令和2年4月1日現在、6万7,021世帯となっております。配布方法は、郵便局のポストイングを使用し1住所3枚のマスクを配布いたします。5月中旬から配布し、合計約21万枚を配布いたします。次に、休日緊急診療所及び二次協力病院等へ配布いたします。土浦協同病院に2万枚、霞ヶ浦医療センターに1万枚、土浦市医師会に1万枚・土浦市歯科医師会に1万枚、合計5万枚を予定しております。配布時期は5月末を予定しております。2 手指消毒液及び物品消毒液配布は、消毒液のウェルパス消毒液を購入し全庁内の窓口やカウンターの消毒に使用いたします。配布時期は購入でき次第、速やかに行います。3 非接触式体温計配布は、市内の保育所、幼稚園、小・中学校へ約70箇所を配布いたしたいと考えております。配布時期は購入後速やかに配布いたします。4 防護服セットの配布は、ゴーグル、キャップ、サージカルマスク、ガウン、手袋のセットになっているものを休日緊急診療所の協力医療機関で、市内の内科、外科、歯科の医療機関へ配布いたします。来年の3月までに約2回程度順番で、お願いするため1医療機関4セットを配布する予定です。5 市民へのポストイングの郵送料と国からくる妊婦さんへの配布のための郵送料となります。総額2,735万8,000円をお願いするものです。よろしく申し上げます。

○**福田委員長** 質問がありましたらお願いします。

○**塚原委員** これアベノマスクと一緒に1住所5人いても3枚しか配らないよということですよ。そうすると全市民へではないですよ。全戸配布なだけですよね。

○**羽成健康増進課長** はい。申し訳ございません。1住所3枚ということになります。

○**下村委員** 今のに関連して何ですけど、マスクは私たちの会派では全市民にと要望したんですよ。全市民ではなくて1住所3枚というのはおかしいのではないのかということ、基本的には新型コロナウイルスに感染すると経済活動というよりも、市民は収入を失うわけですから市民の健康を守るために配布してくださいというのが基本的な考えなんです。それを1住所3枚だとかいうとこれはちょっと。3枚を有効に使いなさいということなんだろうけど、5人家族や6人家族などいるわけですよ。そこに3枚しかあげないというのは、なぜそういう発想ができるのかな。市民1人1人が新型コロナウイルスに感染したら大変だからというのが基本的で配布しましょうと。ところがそれをしない。意味がないという感じがするんですよ。市民1人1人が感染しないようにするにはどうしたら良いんですか。外出を自粛しなさいとか言うけれども、もらえる人ともらえない人がいるのはおかしい。

- 塚本保健福祉部長 まずマスクを市民に配りたいというのは我々執行部側にはあったわけですが。ところがマスクがそろわない。マスクがないというところから始まったわけですが、ここに来てマスクがそろうと。いかに早く市民に1人でも多くの人に全員とはいきませんが、15日の日にマスクが21万枚できるような状況になっておりまして、一刻でも早く配るという方法が郵便局のポスティングシステムと判断しまして、16日の土曜日ですか。この日に職員皆でビニル袋にマスク3枚とチラシを入れまして6万7,000世帯分作りまして、20日くらいに発送できるような状況に今なっています。1人1枚とやりますと、電算と宛名シールを作るのに半月は待たされるという状況ですので、今回は郵便局のポスティングシステムでやらさせていただきます。16日の土曜日は職員が400人くらい出てきて、その日は相当な作業になるかと思われまます。合わせて特別定額給付金の発送手続きも行います。議員さんがおっしゃることは第2弾でやりたいなと思っております。
- 下村委員 部長を責めてもしょうがないんだけど、一刻も早くお届けしたいという願いは十分理解しました。それと非接触式体温計の配布というところで、市内の保育所、幼稚園、小中学校に配布をするということになります。それだけですむのかということ。本来市のほうでお金を出してでも看護師さんを雇って派遣するとか。
- 羽成健康増進課長 この非接触式体温計なんですけど、教育委員会からの要望もありまして、現在体温計も購入できない状況なんです。学校では登校時に計ると伺っております。
- 塚本保健福祉部長 下村委員のおっしゃっていたのは看護師を派遣してはということですか。
- 下村委員 はい。
- 塚本保健福祉部長 なかなか難しい気がします。PCR検査とかいろいろあって。登下校の際に非接触式体温計で少しでも体温の高い生徒を見つけてもらえば良いなということで入れたいなと思っております。
- 塚原委員 先ほどのサージカルマスクの全戸に配るということで時間的には難しいと思うんですが、10万円給付の封筒がありますよね。あれだったら人数が全部書いてあって、そこにサージカルマスクを入れたら金額はどれくらい違っちゃうんですか。
- 塚本保健福祉部長 考えなかったわけではないんですけど、衛生面のところがなかなか難しいんですよね。手袋して、キャップをして入れる作業を既に始まっています。16日の日には特別給付金も発送しなければならないのでちょっと難しいです。
- 福田委員長 それでは次、議案5傷病手当金支給事業の国民健康保険特別会計補正予算案について執行部より順次説明をお願いします。
- 元川国保年金課長 国保年金課でございます。資料の16ページをお願いいたします。先ほどご説明させていただきました、新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に当たりまして、本年度の国民健康保険特別会計予算の補正をお願いするものでございます。内容につきましては、傷病手当金支給のためのもので、歳入につ



いては、特別調整交付金による財政支援が行われる予定であることから、5款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等交付金、2節特別交付金の特別調整交付金を400万円増額して1,932万2,000円といたしますとともに、歳出について、2款保険給付費に新たに6項傷病手当金を設けて、歳入と同額の400万円を傷病手当金負担金として計上するものでございます。当該金額につきましては、傷病手当金の対象が新型コロナウイルス感染症に感染された方又は感染が疑われる方ということで、その人数や療養期間の見込みが難しいところですが、国保の給与所得被保険者のうち、延べ60名が2週間の療養を要した場合を想定して算出した金額となっております。なお、後期高齢者医療につきましては、市町村が行うのは申請書の受付のみであり、傷病手当金は広域連合が支給することとなるため、予算額に増減はございません。説明は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、その他に移ります。特別定額給付金について執行部より説明をお願いします。

○**平井社会福祉課長** 社会福祉課です。委員会資料の17ページになります。令和2年度土浦市一般会計補正予算第2回の専決処分において、ご説明をさせていただきました。特別定額給付金につきまして、事業の概要、スケジュール等についてご説明をいたします。初めに、1番、概要の2実施方式をお願いします。給付金の受給権者は、基準日に住民基本台帳に記録のある対象者につきまして、感染防止対策として、申請者が窓口に来庁されることを避けるため、記載の通り市に対して、オンライン方式又は、郵送方式にて申請を行い、市は申請内容を確認後に、受給権者に対し、給付対象者1人につき10万円の支給を行うものでございます。次に、2番のスケジュール等でございますが、2に記載のとおり、国のマイナポータルによる、オンラインによる受付期間は、5月1日金曜日から8月18日火曜日まで。郵送による申請受付期間は、5月18日月曜日から、8月18日火曜日までとなります。なお、申請期限については、郵送による申請受付結開始日から、3ヶ月以内としております。18ページをお願いします。3審査支払方法ですが、申請書に記載の給付対象人数の確認や、振込口座、本人確認書類や、口座確認書類等を確認後に、世帯主の銀行口座等への振込みを基本としています。しかしながら、2に記載の通り、銀行口座を持たない等、やむを得ない場合に限り、世帯主本人に対して、支給額を市役所内の銀行窓口にて支給いたします。なお、仮に、郵送した申請書を窓口を持参した場合についても、書類の受理のみを行い、支給は銀行口座への振り込みを原則といたします。感染拡大防止にも留意する必要があります。3の給付金の支払期間については、第1回目分の支給予定日として、オンライン申請受付分は、5月14日木曜日、現在1回目の振り込み分といたしまして約980件、2360人分。振込金額としては2億3,600万円を予定しております。郵送申請受付分は5月29日金曜に、指定口座へ振り込みを行う予定でございます。なお、6月以降は、

毎週1回の振り込みを予定しております。予算措置につきましては、給付事業に要する経費は、全額国庫補助金の対象となり、迅速に給付金の支給を行うため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年5月1日付で専決処分いたしました。説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等がありますか。

○**下村委員** 銀行口座を持たない場合などやむを得ない場合窓口受け付けと。例えば世帯主はいるのだけど家庭内不和で別居しているとか。そういったところはどのようにしてやるのですか。処理の仕方とかは国のほうからきているのですか。

○**平井社会福祉課長** 5月の7日までにそういった届け出を市町村に出すことになっておりまして、届けられたものが県を通じて各市町村にデータとして送られる様になっております。土浦市につきましても何人かの方がDV被害で避難されていらっしゃる方がいますので、そういったデータを直す作業があります。

○**下村委員** そういった方の追跡調査はどのようにやるのですか。

○**平井社会福祉課長** そういった方はまずお電話にてお問い合わせがあります。別のところに送って欲しいと。県を通じて国のほうに確認をしますと、基本は住民票登録地です。刑務所に入っている方などは代理人弁護士を通じて他のところに送るというお話を伺っております。ただDVで逃げている方に確かに書類が届くかどうかというのは届け出のある住所地や把握している住所地にお送りをして戻ってこないということであれば、そちらの住所地に配送されたと見なしてしまわないと給付のほうが遅れます。3ヶ月以内に早急に10万円をお届けするという作業が必要となってきます。そういったところで郵送戻りがあった場合はこちらのほうで確認をさせていただきますが、基本は送付を持ってということになります。

○**下村委員** 高齢者の振り込み詐欺とかそういったことが発生しそうな気がするんですけど。通達とかであるのですか。

○**平井社会福祉課長** 振り込み詐欺につきましては、郵送する申請書の中に注意周知のチラシを同封しております。記載例の一番下に注意喚起の文章を入れております。

○**福田委員長** それでは次、土浦市介護保険料の減免について執行部より説明をお願いします。

○**水田高齢福祉課長** 資料19ページをお願いいたします。土浦市介護保険料の減免について、ご説明申し上げます。介護保険制度におきましては、生活が著しく困難となったなど特別な理由がある被保険者に対して、介護保険法第142条及び土浦市介護保険条例第10条で減免の規定を設けております。今般、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策において、感染症の影響により一定程度収入が下がった方々等に対して、国民健康保険、国民年金等の保険料の免除等を行うとされたことを踏まえ、国から減免の取扱い等について概要が示されました。なお、概要は現時点のものとなります。減免の主な概要です。両括弧1減免の対象となる被保険者及び減免額については、1として、今回の感染症により、主たる生計維持者が死亡、又は重篤な傷病となった第一号被保険者については、減免割合は全部となります。2とし

て、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれる場合に、その減収額が30パーセント以上であり、事業収入等の所得以外の前年の所得の合計が400万円以下であれば、減免の対象となります。減免額については、表1で算出した対象保険料額に、表2の前年合計所得金額の区分で減額の割合を乗じたものとなります。20ページをお願いします。両括弧2減額の対象となる保険料は、令和元年度と令和2年度の保険料で、令和2年2月1日から令和3年3月31日の間に納期限が設定されているものとなります。両括弧3減免に要する費用に対する財政支援については、国から全額支援されることとなります。今後は、国から正式な通知が発出され次第、詳細な内容を確認のうえ、減免要項の改正を行うとともに、被保険者には、納付書に案内を同封するなど、周知を図ってまいります。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等がありますか。

○**下村委員** 減免する保険料は国から全額支援される予定だとありますけど、ということは内々ということですか。令和3年じゃないと額が定まらないということになるのでしょうか。

○**水田高齢福祉課長** その点につきましては詳細な内容が発出されていない状況であります。国から正式に内容が発出され次第、確認をしていきたいと思っております。

○**下村委員** 先に減免だけ市でしておくとお金が入ってこないから、市は立替えを行っていくことになるのですかね。

○**水田高齢福祉課長** 減免のほうですけど、徴収猶予という方法もございますので、その辺は様々な方法で対応していきたいと考えております。

○**下村委員** 徴収猶予となると市は立て替えていくことになるのではないですか。

○**水田高齢福祉課長** 現年度の中で、国とのやりとりの中で調整を図っていければと思います。

○**福田委員長** 他にございますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、土浦市国民健康保険税の減免について執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。資料の21ページをお願いいたします。今般の新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免について、この度、現時点における取扱い等の概要が国より示されましたので、ご報告させていただきます。内容につきましては、資料の2減免の主な概要をご覧ください。まず、対象となる世帯と減免割合ですが、1といたしまして、新型コロナウイルス感染症で主たる生計維持者が死亡、又は、重篤な傷病を負った世帯については、対象となる保険税の全部が免除となります。次に、2といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、主たる生計維持者の事業収入等の減少が見込まれ、1から3でお示しした内容の全てに該当する世帯が対象となります。1から3の内容については、事業収入等のいずれかの収入について3割以上の減少が見込まれること、前年の合計所得金額が1,000万円以下であること、

減少が見込まれる事業収入等に係る所得を除いた前年の所得の合計額が400万円以下であることとなっております。そして、減免割合については、下の表のとおり、それぞれの状況に応じて、2割から全部が減免となりますが、事業の廃止や失業の場合には、全部が免除となるものでございます。22ページをお願いいたします。減免の対象となる保険税につきましては、令和元年度及び2年度の保険税で令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限があるもので、減免に要する費用については、特別調整交付金により国から全額支援される予定でございます。今後、国から正式な通知が発出され次第、関係例規の改正、被保険者への周知を行う予定でございます。以上、報告させていただきます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** それでは次、国民年金保険料の免除について執行部より説明をお願いします。

○**元川国保年金課長** 国保年金課でございます。資料の23ページをお願いいたします。新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等に係る臨時特例手続等につきまして、今般、国より通知があり、収入源となる業務の喪失や売上げの減少などにより所得が相当程度まで下がった場合には、臨時特例措置として、本人が申告する所得見込額に基づいて国民年金保険料の免除申請が可能となりましたので、ご報告させていただきます。まず、対象者につきましては、資料の2対象となる方に記載のとおり、1と2のいずれにも該当する方が対象となるもので、令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で失業等により収入が減少し、かつ、同月以降の所得状況から本年中の所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる方となっております。なお、免除の基準については、参考として、免除の対象となる所得の目安を記載させていただきましたので、資料の表をご覧くださいようをお願いいたします。申請の対象となる期間は、令和2年2月分から6月分までとなっており、7月分以降は、再度申請が必要となります。これは、国民年金保険料の免除適用のサイクルが7月から翌年6月までとなっていることによるものです。申請受付については、令和2年5月1日から、また、実施期間については、国の通知では、今般の新型コロナウイルス感染症の動向等も踏まえつつ、別途通知するまでの期間とするとされております。以上の内容について、広報紙やホームページ等により周知してまいりますので、よろしくをお願いいたします。報告は以上でございます。

○**福田委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等がありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** 以上で資料の説明は終わりました。その他執行部から何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**福田委員長** ありがとうございます。以上で文教厚生委員会を閉会します。皆さん長時間にわたりご苦労さまでした。